

エコファーマー

エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式」すなわち堆肥などによる土作り・化学肥料の削減・農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称です。

1 計画の認定

認定を受けようとする農業者は、県が定める「静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に従い、持続性の高い農業を実施するための計画書を作成し、農林事務所に提出します。農林事務所は、現地調査や面接を行い、計画を認定することで、申請者はエコファーマーとして農業に従事することになります。対象作物としては、この指針の中で県内の主要な117種類の農産物を選択し、持続性の高い農業生産方式として、堆肥等・化学肥料・化学農薬の使用の目安に従い、農業生産を行うこととなっています。

2 エコファーマーの認定状況

富士宮市内においてエコファーマーの認定を受けた農業者は7人ですが、エコファーマーの認定は作目ごとに受けるため、1人の農業者が複数の認定を受けることがあり、認定件数と農業者数は異なります。

エコファーマーが作った農作物には、上図のエコファーマーマークをつけることができます。



市内で認定されている作目と件数

作目	件数
茶	2
水稻	1
小松菜	2
ホウレンソウ	3
白ネギ	2
葉ネギ	2

令和5年1月1日現在

作目	件数
ニンニク	1
ウメ	1
トウガラシ	1
合計	15